

7月1日(水)

マイナポイントの申し込みが始まります



マイナポイントとは

マイナンバーカードを活用した消費活性化策として国が実施する事業です。

選択した決済サービス（〇〇ペイやICカードなど）を利用して、前払いや物品などの購入をした人に対して、上限50000円分のマイナポイントが付与されます。

マイナポイント利用までの流れ

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナポイント予約（マイキーID設定）
- ③マイナポイント申し込み（決済サービスの選択）
- ※7月1日(水)以降。
- ④マイナポイントの取得・利用
- ※9月1日(火)以降。
- ②③は、スマートフォン（対応していない機種もあります）やパソコン（別途

ICカードリーダーが必要）があればご自身で手続きが可能です。詳しくは、総務省のマイナポイント専用サイト（<https://mynumber.go.jp>）をご覧ください。下図のQRコードからもアクセスできます。

※市役所5階政策推進課でも設定などの支援を実施しています（マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要）。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

- ・マイナンバーカードの取得については市民窓口課（内線131、132）
- ・マイナポイントについては政策推進課（内線514）

または総務省コールセンター（☎0120(95)0178）（音声案内に従って始めに5番を選択してください）

市役所でパスポートの申請手続きができます



市役所1階市民窓口課で、パスポートの申請と受け取りができます。

■申請手続きができる人

- ・日本国籍を有し、かつ本市に住民登録をしている人
- ・市外に住民登録をしているが単身赴任などで本市に居住している人（居所申請）
- ※居所申請は、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。
- ※太子町・河南町・千早赤阪村にお住まいの人も、本市でパスポートの申請と受け取りができます。

■市役所で取り扱っている業務

- ①新規申請、切替新規申請、訂正新規申請、②記載事項変更申請、③査証欄増補申請、④紛失届

※必要書類、交付までの所要日数などは事前にお問い合わせください。

■市役所での受付時間など

とき・ところ（土曜日、祝日、年末年始は除く）		
区分	とき	ところ
申請	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	市役所1階市民窓口課
	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	
受け取り	日曜日 午前9時～正午、 午後0時45分～5時30分	市役所地下 日曜窓口 コーナー

※金剛連絡所で申請、受け取りはできませんのでご注意ください。
※受け取りは、年齢にかかわらず、必ず本人がお越しください。
※日曜日は、受け取りのみとなります。

■手数料

受け取り時に手数料が必要です。

パスポートの種類		収入印紙	現 金	合 計
新規申請	10年間有効 (20歳以上)	1万4000円	2000円	1万6000円
	5年間有効 (12歳以上)	9000円	2000円	1万1000円
	5年間有効 (12歳未満)	4000円	2000円	6000円
記載事項変更申請		4000円	2000円	6000円
査証欄増補申請		2000円	500円	2500円

■府パスポートセンターでも手続きできます

従来通り、府パスポートセンター（☎06(6944)6626）でも手続きができます。なお、次の場合は同センターでの手続きとなります。

- ・外務省と協議する必要がある特殊な場合
- ・業務上などの理由により、パスポートを早期に発給する必要がある場合
- ・学校などから団体申請する場合
- ・震災特例旅券を申請する場合

※その他詳しくは、一般旅券発給申請書に添付の案内、または市ウェブサイト（市民窓口課のページ）をご覧ください。同申請書は、市役所1階総合案内および金剛連絡所、その他の申請書については市役所1階市民窓口課パスポートコーナーでのみ配布しています。

※平成30年10月1日より、本市を含む国内のパスポート申請窓口において「ダウンロード申請書」による申請の受け付けが可能になりました。詳しくは、外務省ホームページ（<https://www.mof.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>）をご覧ください。

問い合わせ 市民窓口課（内線136）

市役所の業務改革に関する 市民アンケート調査 を実施します



本市では、平成14年をピークに、翌年以降人口の減少が続いています。

また、少子高齢化の進行などを背景に、社会保障関連費用や公共施設の更新費用が増加するなど厳しい財政状況が今後も続くことが予想されます。

これまでも、税収の効率的・効果的な使い方を工夫し、業務の改革に取り組んできましたが、引き続き、市役所がさまざまな業務の改革を進めていく上で、どのような取り組みを推進すべきかなど、市民の皆さんの意向を把握させていただくため、次のとおりアンケートを実施します。

◆実施期間

7月1日(水)～31日(金)

◆アンケート調査票の入手方法

左表の「市民の声ご意見箱」の設置場所で、入手いただけます

「市民の声ご意見箱」の設置場所	
市役所 1 階総合案内前	
金剛連絡所 1 階事務室入り口自動ドア右側	
中央図書館 1 階入り口右側	
金剛図書館 1 階入り口右側	
東公民館 1 階事務室受付前	
人権文化センター 1 階事務室受付前	
児童館 1 階事務室受付前	
トピック (きらめき創造館) 1 階事務室受付前	
保健センター 1 階事務室受付前	

※市ウェブサイト(行政管理課のページ)からもダウンロードできます。

◆提出方法

7月31日(金) (消印有効)までに、郵送、ファクスまたはEメールで☎584・8511常盤町1の1 行政管理課 [FAX (25)9037・Eメール g-kanri@city.tondabayashi.jp] へ

※直接持参、「市民の声ご意見箱」への投函も可。

※電話での受け付けはできません。

問い合わせ 行政管理課 (内線340)

市民会議 “Miratton+” の参加者を募集します

本市では、市民や学生の皆さんと行政が、ともに考え、未来を創造するため、市民会議 “Miratton+” をワークショップ形式で開催しています。

今年度は、誰もが幸せに暮らせるまちの実現に向け、「若者が活躍できるまちづくり」をテーマに、従来より幅広い世代の皆さんにご参加いただき、めざすべきまちの姿やそれを実現するためのアイデアについて

話し合い、発表会を開催します(発表内容については、本市の若者施策推進の参考とさせていただきます)。

参加者を次のとおり募集しますので、ぜひお申し込みください。

とき 8月2日(日)、23日(日)、30日(日)、午後1時～3時(全3回)

ところ Topic (きらめき創造館)

対象者 市内在住・在勤・在学で16歳以上の人

定員 21人

※参加にあたっての報酬・交通費の支給はありません。

申し込み 7月20日(月) (消印有効) までに、郵送またはEメールで、市民会議 “Miratton+” 参加希望、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、電話番号を明記し、人権・市民協働課 [☎584・8511常盤町1の1・Eメール kyoujo@city.tondabayashi.jp] へ

※申し込み多数の場合抽選(7月下旬に全員に結果を通知します)。

問い合わせ 人権・市民協働課 (内線469)

「令和3年市成人式」 の開催方法に対する ご意見(アイデア)を 募集します

本市では、20歳を迎えた新成人の皆さんの門出を祝って、毎年1月にすばるホールで成人式を開催しています。

今年の成人式には、850人の新成人に参加いただきましたが、成人式の会場内およびすばるホールの入口付近は、人が密集した状態となりました。

新型コロナウイルス感染症対策を考慮した場合に、来年の成人式を同様に開催することが困難であることから、式典の複数回開催案や公共施設での分散開催など来年の成人式の開催方法について、市民の皆さんからのご意見(アイデア)を次のとおり募集します。

意見の提出方法

7月17日(金) (消印有効) までに、郵送、ファクスまたはEメールで、生涯学習課 [☎584・8511常盤町1の1・Eメール s-aku@city.tondabayashi.jp] へ

※電話での受け付けはできません。

※提出されたご意見に個別に回答はできませんのでご了承ください。

問い合わせ 生涯学習課 [☎(26)8056]

7月1日(水)

富田林市パートナーシップ宣誓証明制度が始まります

本市では、市民一人一人が多様な性の在り方を尊重し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現をめざすことを目的に、7月1日(水)より「富田林市パートナーシップ宣誓証明制度」を導入します。

パートナーシップ宣誓証明制度とは

一方または双方が、性的マイノリティである2人が互いを人生のパートナーと約束したことを、市が証明する制度です。

手続きの流れ

- ① 宣誓日の事前予約(人権・市民協働課(内線472)へ)
 - ② パートナーシップ宣誓(宣誓書などの提出)
 - ③ パートナーシップ宣誓証明書の交付
- ※同制度の内容や手続きの方法などは、市ウェブサイトに
(人権・市民協働課のページ)をご覧ください。お問い合わせ 人権・市民協働課(内線472)



元気なまちづくりモデル事業 補助金制度をご利用ください

近年、一人一人の価値観が多様化し、地域にはさまざまな課題が山積しています。

市民協働の基本的なテーマは、これらの課題を解決し、地域を中心とした活気あるまちづくりを進めていくことです。

そのためには、これまでの行政主体によるまちづくりではなく、地域が主体性を持てる新たなまちづくりのための仕組みが必要です。

そこで、本市では地域の活性化を支援するため、新たなまちづくり活動を地域が主体となって広域的に実施し、今後のまちづくりのモデルとなる事業に対して同補助金制度を設けていますので、ぜひご活用ください。

補助対象事業 広域で取り組む地域活性化のための新規事業(原則)で2年以上継続できる事業
補助対象団体 複数の町会(自治会)による連合団体、または複数の町会(自治会)と市民公益活動団体などで構成する協議体

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 7月5日(日)、12日(日)、8月2日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)
※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

補助金額 補助対象経費の10分の9の額で1事業当たり年20万円を限度に2年間補助
申し込み 6月29日～7月22日(水)に、人権・市民協働課で配布する申請書に必要事項を記入し、同課(内線469、473)へ
※申請書は、市ウェブサイトに(人権・市民協働課のページ)からダウンロードできます。
※後日、審査を実施し、モデル事業を選定します。

相手のことを考えて～インターネットを正しく利用しよう～

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、匿名性を悪用し、「他人への誹謗中傷や侮蔑」、「無責任なうわさ」、「差別的な書き込み」など、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

相手を傷つけるような書き込みは決して許されません。インターネットの向こう側にも、同じ人間がいます。顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重し、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。

問い合わせ 人権・市民協働課(内線472)

女性の悩み相談の実施日を変更します

毎月3日間実施している女性の悩み相談(カウンセリング)について、7月より、第3金曜日の実施分を第1火曜日に変更し、第1火曜日、第2木曜日、第3土曜日に実施します。

新型コロナウイルス感染症に関連してなど、心理的な負担が増えていませんか。フェミニストカウンセラーが気持ちの整理のお手伝いをします。



約50分の予約制(申し込み先着順)で、費用は無料です。秘密は厳守します。

※相談日程・時間など詳しくは、28ページ「今月の相談」をご覧ください。

問い合わせ 人権・市民協働課(内線474)

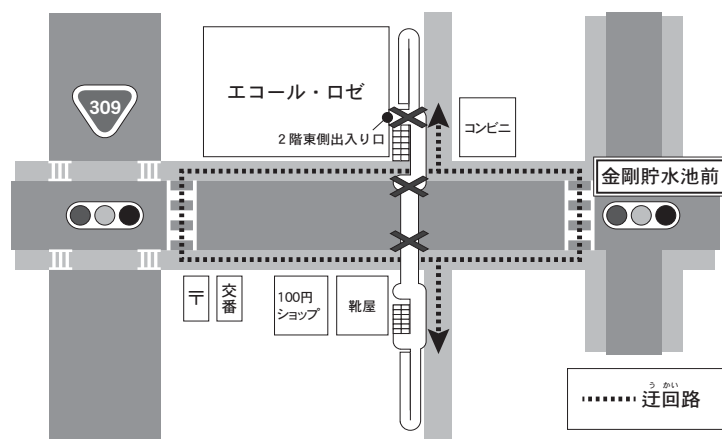
7月中旬から令和3年3月末まで 「リボン歩道橋」が通行止めになります

このたび、下図の「リボン歩道橋」が補修工事のため、7月中旬から令和3年3月末まで、通行できなくなります（エコー・ロゼ2階東側出入口も利用できません）。

工事期間中は下図の迂回路をご利用ください。

利用者ならびに近隣にお住まいの皆さんには通行止めや騒音、作業車両の駐停車などによりご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、工事の詳細な日程については決まり次第、現地において予告看板などで告知します。



問い合わせ 道路交通課（内線413、418）

夏の交通事故 防止運動

夏は、暑さや気温上昇に伴う疲れなどで注意力が鈍り、交通事故に遭いやすくなります。

自転車の事故は依然多く、ルールやマナーを守らない自転車も多く見受けられます。また、夏は、飲酒運転が増加する傾向にあり、いまだに多くの交通事故を引き起こしています。

そこで、7月1日(水)～31日(金)の1カ月間「夏の交通事故防止運動」が実施されます。

重点項目とスローガンは次のとおりです。



重点項目

- 子供の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- スローガン
- 交差点 命のきけんがかくれんぼ
- 危ないよ イヤホンスマホで うわの空
- 慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと
- もういいかい 残ったお酒が まあだだよ
- 皆さんのご理解とご協力をお願いします。
- お問い合わせ 道路交通課（内線416）

ファミリー・サポート・センター事業

「援助会員になってあなたの子育ての経験を生かしてみませんか」

◆ファミリー・サポート・センター事業をご存じですか？

同事業は、子育てを「援助してほしい人（依頼会員）」と「応援したい人（援助会員）」がそれぞれ会員となり、地域のつながりで子育てを助け合えるように支援する事業です。

◆援助会員を募集しています

現在、援助会員の登録が少なく、依頼会員への紹介がスムーズにできない状況となっています。

「私も誰かの役に立つことができれば…」とお考えの方は、ぜひ会員登録をお願いします。

※依頼会員の登録も随時受け付けています。

○援助会員Ⅱ心身共に健康で子育てに理解があり、自宅で子どもを預かることができる人

○依頼会員Ⅱ生後2カ月から小学6年生までの子どもがいて、子育ての手助けをしてほしい人

○両方会員Ⅱ依頼会員と援助会員の両方を兼ねることが出来る人



援助できる内容 保育施設への送迎や開始前・終了後の預かり、放課後または学童クラブ終了後の預かり、子どもの習い事の送迎、保護者が買い物や習い事などリフレッシュに出掛けるときの預かりなど

※子どもが病気のときの預かりや病院への送迎はできません。

利用時間 午前6時～午後10時

利用料金（援助会員への報酬） 月々金曜日Ⅱ1時間700円、土・日曜日、祝

日、時間外（午前6時～7時と午後9時～10時）Ⅱ1時間800円、900円

申し込み 入会者の写真（縦3×横2.5センチ）2枚と印鑑を持参し、こども未来室（内線205）へ

過去の災害時の写真や体験談を募集します

本市では、本市で発生した過去の災害の経験を記憶にとどめ、教訓として生かすため、災害時の写真や経験談などを記録した「災害アーカイブ」を今年度作成し、市ウェブサイトに掲載する予定です。

作成にあたり、市民の皆さんから提供いただける災害時の写真や経験談などの資料を募集しますので、ご協力をお願いします。
募集期間 8月31日(月)まで
※それ以降も、随時受け付けします。

募集内容 本市で発生した過去の災害時の写真や経験談など（河川堤防の決壊や土砂崩れによる道路通行止めなど）

※写真は、現像したもの、または画像データで提供をお願いします。

※経験談は、手書きしたもの、または文書データ（Wordデータなど）で提供をお願いします。

※その他の物については、個別対応しますので、お問い合わせください。
※各資料については、いつ

（何年何月）、どこで（場所）のものか明記をお願いします。

※お預かりした資料は、コピーなどをした後、返却します。

応募方法 提供者の住所、氏名、電話番号を明記し、郵送またはEメールで

84・8511常盤町1の1
危機管理室 [kikikanri@city.tondabayashi.jp]へ

※市消防本部5階危機管理室へ直接持参可。

※資料提供に関する注意事項など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトを（危機管理室のページ）をご覧ください。

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

戦時品・遺品を探しています

8月7日(金)～9日(日)に、すばるホールで、「第36回平和を考える戦争展」を開催します。この戦争展は、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考え、語り合ってくださいために毎年開催しています。

本市では、戦争展で展示する戦時品や戦争にまつわる遺品を探しています。

展示を通して、平和への願いを次の世代に伝えていくため、ご協力をお願いします。

問い合わせ 人権・市民協働課（内線472）

原子爆弾被爆者見舞金の申請を

昭和20年8月に広島と長崎に原爆が投下され、今年8月で75年が経ちますが、今なお多くの方が健康被害に苦しんでいます。

本市では、世界でただ一つの戦争被爆国として、戦争や原爆の記憶を風化させないよう、平和の実現に取り組むとともに、本市在住の被爆者に対して、激励と福祉の増進を目的とした見舞金を支給しています。

対象者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき諸手当を受けている人で、今年4月1日以前より引き続き本市に居住し、住民基本台帳に記載されている人

申し込み 印鑑、手当の証書(写し可)、金融機関の通帳(写し可)を持参し、7月31日(金)までに地域福祉課（内線275）へ ※昨年、見舞金を受け取った人には申請用紙を送付しましたが、7月3日(金)までに届かない場合はご連絡ください。

貸し農園 利用者募集



◆たけちゃん農園（錦織北三丁目）

利用料 年額7200円（2万9400円（1区画約36（147平方）））
問い合わせ 竹野さん ☎090(4295)7415

◆なの花畑（佐備）

利用料 年額5万円（1区画約40平方、種、苗、肥料、営農指導、農具使用料など含む）
問い合わせ 東さん ☎(34)5351

◆農園泉（加太一丁目）

利用料 年額1万円（1区画約42平方）
問い合わせ 尾崎さん ☎072(365)1768

◆松村ファーム（龍泉） A大阪南ライオンセンター前

利用料 年額1万8000円（3万8000円（1区画約85（156平方）））
※ 駐車場、農業用水道あり。

問い合わせ 松村さん ☎090(5663)6237

◆西田農園（錦織北二丁目）

利用料 月額1500円（1区画約25平方）
※ 駐車場あり。
問い合わせ 西田さん ☎090(9861)1616

◆horikawa小規模農園A・B（山中町二丁目）

利用料 年額1万円（AⅡ1区画約100平方、BⅡ1区画約35平方）
※ 駐車場（Bのみ）、農業用水道あり。

問い合わせ 堀川さん ☎090(6987)3817

◆左古農園（高辺台二丁目） （金剛図書館近く）

利用料 年額1万円（1区画約20平方）
問い合わせ 左古さん ☎090(5361)5632

コンビニ交付サービスが一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。次の日は、システム点検のため、一時休止になりますのでご注意ください。

休止日 7月23日(祝)～26日(日)

問い合わせ 市民窓口課（内線131）、課税課（内線117）

7月よりプラスチック製買物袋 (レジ袋) が有料化されます

海洋プラスチックごみ問題などの課題に対処するため、7月1日(水)からプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されますので、市民の皆さんもエコバッグの持参などのご協力をお願いします。

問い合わせ 環境衛生課 (内線139、171)

地球にやさしい省エネライフ

今、地球温暖化が深刻な問題となっています。これを解決していくために、これまでの大量生産・消費・廃棄型の暮らしを根本的に見直し、限りある資源を節約し、「地球にやさしい省エネライフ」をしていくことが求められています。

■今月の省エネライフ目標

・ unnecessary テレビのつけっ放しを控えましょう！

見る必要のないときにも、テレビをつけたままにしていますか。時計代わりや、見てはいないのになんとなくスイッチを入れているようなことはやめましょう。

・ 待機時消費電力を減らしましょう！

電気製品の主電源が入りっ放しになっていませんか。リモコンでスイッチを切っても電力を消費する機器がたくさんあります。電気製品の主電源は、こまめに切りましょう。

問い合わせ 環境衛生課 (内線139、171)

7月は 河川愛護月間

～みんなで
ごみをなくそう。
水をきれいに！～

資源ごみの分別収集や再利用などにより、ごみの減量化が図られつつありますが、依然として街中や河川敷へのポイ捨てが多く見られます。これらのごみは、降雨などにより河川や海に流入し、生活環境やさまざまな生物に悪影響を及ぼしています。

本市では毎年3月に、市民参加による石川大清掃を実施しています。また、定期的に市職員らが庁舎周辺や河川敷を清掃しています。府では「ごみをなくそう。水をきれいに！」を合言葉に6～7月の2カ月間キャンペーンを実施しています。身近な河川の美化・清掃について、皆さんのご協力をお願いします。

また、炊事・洗濯・入浴などの生活排水も河川や海の汚れの大きな原因です。河川の水質を良くするためには、生活排水の浄化を進めることが重要です。河川の汚れを最小限にとどめるために「水にやさしい心遣いと気配り」をお願いします。

○台所では
・ 流しの排出口や三角コー

ナーに目の細かい網袋などを付ける
・ 酒、ビール、煮汁、みそ汁などは流さない
・ 食用油はできるだけ使い切り、食器に付いた油は紙で拭き取ってから洗う
○洗濯では
・ 生分解性の高い無りん洗剤や石けんを使用する
・ 風呂の残り湯は洗濯などに再利用する
○浄化槽では
・ 年1回定期検査を受け、排水の汚れ具合を確認する
・ 単独処理浄化槽は、し尿と台所など全ての生活排水を処理できる合併処理浄化槽に入れ替える
○その他
・ 空き缶やごみを捨てない

問い合わせ 環境衛生課
(内線139)、下水道課
(内線261)

令和2年度

第2回 創業セミナー を開催します

市内での創業を考えている人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業セミナー」を開催します。

セミナーを受講した人は創業に必要な経費の一部補助などさまざまな優遇制度を利用することができます。※優遇制度の内容など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイト(商工観光課のページ)をご覧ください。

とき 7月30日(木)、8月6日(木)、20日(木)、27日(木)、午後6時～8時(全4回)
ところ 富田林商工会館
定員 20人
申し込み 7月6日(月)～、富田林商工会 ☎ (25) 1101、または商工観光課(内線481)へ(申し込み先着順)

7月より し尿処理手数料を改定します

し尿処理手数料は、平成13年5月の改定から19年が経過し、この間、公共下水道および合併浄化槽などの整備や普及に伴い、し尿汲み取り件数の減少や収集箇所の点在化による収集効率の悪化など、収集運搬業務を取り巻く状況が大きく変化している状況にあることから、7月1日(水)から同手数料を120円から160

円に改定します。

新しい汲み取り証紙は、7月1日(水)より市役所1階環境衛生課、各取扱所で購入することができます。

市民の皆さんには、ご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 環境衛生課
(内線144～146)

40歳～74歳の国民健康保険加入者に

特定健康診査受診券を送付しました

本市では国民健康保険に加入されている40歳～74歳の人を対象に、5月末に「特定健康診査受診券」を送付しました。

・健診を受診される前には必ず自宅で体温を測定し、発熱または風邪症状がある場合は、健診の受診を延期し、体調の良いときに受診してください。

・健診を受診される際にはマスクを着用し、手洗い、3密を回避するなど感染症

対策に努めてください。

※有効期限を確認の上、受診してください（有効期限内でも資格喪失した場合は受診できません）。詳しくは、特定健康診査受診券に同封の「特定健康診査のご案内」をご覧ください。

※なお、「後期高齢者医療健康診査受診券」は、5月上旬に府後期高齢者医療広域連合より送付しています。

問い合わせ 国民健康保険加入者は保険年金課（内線155、188）、後期高齢者医療制度加入者は福祉医療課（内線158、159）

ゲリラ豪雨や竜巻に注意してください

近年、異常気象により、局地的に大気の状態が不安定となり、急速に積乱雲が発達して急に強い雨が降る「ゲリラ豪雨」が発生しやすい傾向にあります。

ゲリラ豪雨が発生すると、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくても短時間で甚大な被害が発生することがあります。

また、積乱雲の発達は、竜巻が発生する要因にもなり、全国的に被害が起こっています。

災害から身を守るために、どのような場所で災害や事故が発生するのかを想定し、日頃から対策を考えておくことが大切です。



ゲリラ豪雨によって発生する被害

- 急な川の増水で中州に取り残される
- アンダーパス（立体交差のため周辺の地面より低い道路）の冠水
- マンホール、水路などへの転落
- 地下施設への浸水

こんなときは要注意

■最新の天気予報で「大気の状態が不安定」「雷、突風、ひょう」に注意「竜巻注意情報」とテレビやラジオなどで報道されるとき

■急に冷たい風が吹いてきたとき

■黒い雲が近づいてきたとき

■雷が近くで発生したとき

■川の水かさが増えてきたり、水が濁ってきたりしたとき

外出の際には、最新の気象情報を確認し、危険な場所には近づかないようにしましょう。

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

タイプ	広さ (㎡)	募集区画	永代使用料		維持費 (10年分)
			角地以外	角地	
A	2	17区画	86万円	90万円	4万円
B	3	23区画	129万円	135万円	6万円
C	4	4区画	172万円	180万円	8万円
D	6	4区画	258万円	270万円	12万円

※全タイプ、本市に住民登録をしている人に限ります。
※墓石建立後、撤去済み区画があります。この区画については、埋蔵歴があることを了承する誓約書を提出していただきます。

富田林霊園の区画の使用
者を募集します。
募集区画 左表のとおり

富田林霊園の使用者を募集します

現地見学 7月1日(水)～11日(土)、午前9時30分から午後4時まで自由に見学していただけますので、希望者は同霊園（佐備2590の20）へ直接お越しください。

土・日曜日でも現地の管理事務所の職員が対応します

申し込み 7月12日(日)、午前9時～9時30分に、市役所地下904会議室へ（申し込み多数の場合抽選）

※なお、抽選終了後の空き区画の受け付けは13日(月)、午前9時～、環境衛生課で順次受け付けます。

問い合わせ 環境衛生課（内線143、147）

業務用計量器の定期検査

商取引や証明用として使用される計量器は、計量法の規定により、2年に一度実施される定期検査に合格しないと使用できません。事前に府計量検定所より「定期検査通知書」が届きますので、必ず検査を受けてください。

※検査会場や日程などは、市ウェブサイト（商工観光課のページ）をご覧ください。

問い合わせ 府計量検定所（☎072（872）7801）

ヘルプマークを配布しています

本市では、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を配布しています。



ヘルプマークを身に着けた人を見つけた場合は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、配慮のある行動をお願いします。

対象者 義足や人工関節を使用している人、内部障がい者や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人

配布場所 障がい福祉課、金剛連絡所

問い合わせ 障がい福祉課（内線192、193）

高齢者は、複数の疾患や加齢による機能の低下、認知症などの進行により健康上の不安が大きく、健康面の悩みごととは一人一人違ってくる。

後期高齢者医療被保険者への保健事業が始まります

～健康、医療、介護予防と連携した健康支援を実施します～

これらにきめ細やかに対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるために、福祉医療課で、健康支援と相談事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

高齢者に対する個別的支援

健康診査の結果や、医療の受診状況などをもとに生活習慣病の重症化予防やフレイル（加齢による虚弱）予防のために、通知による情報提供や電話などによる健康相談を実施します。

通いの場などでの健康支援

地域で開催する地域介護予防普及教室などで、フレイル予防のための健康教育や健康相談を実施します。

問い合わせ 福祉医療課（内線159）

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療被保険者証が変わります

8月より「後期高齢者医療被保険者証」が「薄緑色」に変わります。

新しい被保険者証は、7月中に送付します。有効期限は令和3年7月31日(土)までの1年間です。

保険医療機関などでの自己負担割合

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月～7月は前年度）の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」により定期判定します。

医療機関での自己負担割合は、「一般の人は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

ただし、現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、福祉医療課に申請（基準収入額適用申請）することで、申請の翌月から1割負担に変更することができます。

◇同一世帯に被保険者が1人の場合＝被保険者本人の収入額が383万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が複数いる場合＝被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合＝被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の収入の合計額が520万円未満のとき



後期高齢者医療制度保険料の決定

今年度の後期高齢者医療制度保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中に送付します。保険料の納入方法は、年金からの天引きで納める特別徴収と、市から送付する納付書や口座振替などで納める普通徴収の2通りに分かります。

なお、特別徴収を口座振替に変更することもできます。希望される人はお問い合わせください。また、納付方法をすでに口座振替にされている人でも特別徴収となる場合があります。引き続き口座振替を希望される場合は、納付方法変更申出書の提出が必要です。7月27日(月)までに提出いただくと、10月支給分の年金から適用されます。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」と「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」は、保険医療機関などの窓口で提示すると、医療費、入院時食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯に属する被保険者が対象です。また、現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証（限度額証）」の交付対象となります。

現在「減額認定証」「限度額証」をお持ちで、引き続き対象となる人には、8月1日(土)より有効の「減額認定証」「限度額証」を7月中に送付します。

なお、現在「限度額証」をお持ちでない人は申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

あなた自身とあなたの大切な人のために、がん検診を受けましょう！

今や日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。

がん検診で発見されたがんは、早期がんであることが多く、早期治療を徹底すれば、半数以上は「完治」します。大切な命を守るために、がん検診を受けましょう。

●本市で無料で受けられる5つのがん検診をご存じですか？

本市では、検診の効果があると認められている胃・肺・大腸・子宮・乳の5つのがんについて検診を無料で実施しています。

胃がん検診

・胃部エックス線検査または胃内視鏡検査

肺がん検診

・胸部エックス線検査

大腸がん検診

・免疫便潜血反応検査（検便）

子宮頸がん検診

・頸部細胞診

乳がん検診

・マンモグラフィ（乳房エックス線検査）

※がん検診を受けられる対象年齢や検査方法、内容など詳しくは、24ページまたは4月号広報に折り込みの「令和2年度保健事業案内」をご覧ください。

問い合わせ 健康づくり推進課 ☎(28)5520

期日前投票と郵便などによる不在者投票

市役所と金剛連絡所で期日前投票ができます

選挙期日（投票日）に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当し、投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

とき 選挙期日の公示（告示）日の翌日～選挙期日の前日、午前8時30分～午後8時（土・日曜日、祝日を含む）

ところ 市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール

※基本的な投票手続きは、選挙期日の投票所における投票手続きと同じです。ただし、宣誓書の提出が必要となります。

郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を有し、投票所に行くことが困難で次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

身体障がい者手帳の記載内容

○両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がい

1・2級の人

○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障

がい1・3級の人

○免疫・肝臓の障がい1

・3級の人

戦傷病者手帳の記載内容

○両下肢、または体幹の障

がい1・2級の人

○心臓・じん臓・呼吸器・

ぼうこう・直腸・小腸・肝

臓の障がい1・2級の人

症の人

サマージャンボ宝くじ発売

1等・前後賞合わせて7億円が当たる「サマージャンボ宝くじ」が発売されます。

また、「サマージャンボミニ」も同時発売されます。

「サマージャンボ宝くじ」の収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売場でお買い求めください。

※インターネットからでも購入できます。詳しくは、宝くじ公式サイト
[<https://www.takarakuji-official.jp/>]をご覧ください。

発売期間 7月14日(木)～8月14日(金)

抽選日 8月21日(金)

問い合わせ (公財)大阪府市町村振興協会
☎06(6941)7441



介護保険被保険者証の記載内容

○要介護状態区分が要介護5の人

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

また、選挙時に投票用紙を請求する際は、同証明書を添えて投票日の4日前までに同委員会へ請求してください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）